

ベンダー及びエージェントのための

世界的な公正競争及び独占禁止に係る業務基準

ヴィアトリス（以下「ヴィアトリス」又は「当社」といいます。）は、すべての適用法令に従って、インテグリティ（誠実性）を通じて影響をもたらす、倫理的に行為するべく取り組んでいます。あらゆるライフステージにおいて人々がより健やかに暮らすことを可能にする、という当社のミッションを達成するために、当社は、確かな信頼感をもたらさなければなりません。当社のステークホルダー—特に当社が従事する患者様方—には、当社が医療へのアクセスを拡大するべく取り組む旅路のあらゆる一歩において、当社が正しい行いをするよう尽力していることを知っていただく必要があります。当社のステークホルダーには、当社が、その過程において決して近道することなく、また、安全、品質及び倫理に関する高い基準を犠牲にしないことを信頼していただく必要があります。

当社は、第三者コンサルタント、代理人又は当社から当社に代わって業務を行うよう委託されたその他の個人（以下「エージェント」といいます。）又は当社に対する商品若しくはサービスのサプライヤー（以下「ベンダー」といいます。）から同様の取組みを期待しています。ベンダー及びエージェントのための世界的な公正競争及び独占禁止に係る業務基準（以下「本業務水準」といいます。）は、エージェント及びベンダーが当社に対してサービスを提供する過程において常に遵守しなければならない公正競争及び独占禁止について中核となる原則及び要件を規定しています。本業務水準に規定されるいかなる規定も、当社及びベンダー又はエージェントとの間における雇用関係を生じさせるものとみなされるものではありません。

本業務水準の遵守は、当社の委託を受けたエージェント及びベンダーにとって必須です。

公正競争及び独占禁止ガバナンス

- 世界中の独占禁止法及び公正競争法は、市場において公正かつ誠実な競争を促進することを意図しています。独占禁止法及び公正競争法は地域によってその内容が異なりますが、一般的に、これらの法律は以下を禁止しています。
 - 不適切に市場を独占又は分断し、価格を統制し、生産を制限し、その他不合理に競争を抑制し又は不公正な事業慣行に従事することを目的とする会社間における合意又は協調行為
 - 独占、独占の試み、その他市場における優越的地位の濫用とみなされる一方的行為
 - 差別的価格設定
- 独占禁止法及び公正競争法が複雑な性質を有し、また、これらに違反することが民事及び刑事的結果をもたらす可能性があることより、エージェント又はベンダーは、当該法令の不遵守の可能性又は不遵守の疑いを含む状況に遭遇した場合、ヴィアトリス法務部門に相談するよう義務付けられています。
- 当社の事業に関して、独占禁止法又は公正競争法違反の可能性について政府の執行官から連絡を受けたエージェント及びベンダーは、ヴィアトリス法務部門に対して、速やかに通知しなければなりません。

禁止行為

- エージェント及びベンダーは、単独で又は他者との協議若しくは合意を通じて、適用される独占禁止法又は公正競争法の違反を意図する又は違反と解釈され得る行動を行うことを厳に禁止されています。
- エージェント及びベンダーは、顧客（当社によって提供された製品又はサービスを購入若しくは受領し、又は潜在的に購入若しくは受領する可能性のある事業体）又はその他第三者に対して競合企業（すなわち、当社が開発、製造、マーケティング、又は販売する製品又はサービスと競合し、又は潜在的に競合する製品又はサービスを開発、製品、マーケティング又は販売する企業又は個人）の製品を不適切に過小評価してはなりません。顧客との協議は、会社製品及びサービスの質及び価値に焦点を当てるべきです。

機密情報・競争上のセンシティブ情報

- エージェント及びベンダーは、不正な情報源から機密情報又は競争上のセンシティブ情報を不適切に取得又は利用することを試みてはなりません。¹当該情報は、競合企業又はその他の第三者から受領した機密情報又は競争上のセンシティブ情報を含みますがこれに限りません。

競合企業とのやりとり

- エージェント及びベンダーは、競合企業との間における機密情報又は競争上センシティブな情報の協議又は共有を厳に禁止されています。
- 競合企業との間における協議が機密情報若しくは競争上センシティブな情報又はその他価格、入札等の競争上センシティブな情報の協議となった場合、エージェント及びベンダーは、以下を実行しなければなりません。
 - 競合企業に対して、当該情報について協議しない旨を連絡すること
 - 直ちに会話を終了すること
 - 以下に記載する当社コンプライアンスラインに対して速やかに報告すること
 - 特定の行為又は取引が適用ある独占禁止法又は公正競争法によって許可されているかについて懸念を有するエージェント及びベンダーは、実行前にヴィアトリス法務部に助言を求め問い合わせる必要があります。

独占禁止及び公正競争研修

¹公知でない又は適切な手段により一般に容易に解明不可能な、かつ、公知となっていないことから（実際の又は潜在的な）独立的価値が派生する、会社の事業運営に関する情報例として、有形無形であるかを問わず、保管、蓄積又は記録の方法にかかわらず、戦略的計画、プログラム、数式、デバイス、設計・意匠、プロトタイプ、方法、技術、プロセス、手続き及びコードを含む、あらゆる形式の財務、戦略的、事業上、科学的、技術的又は経済的情報を含みますがこれに限りません。

- エージェント及びベンダーは、当社に代わってサービスを開始し、又は当社に代わって行為するにあたり義務付けられる、独占禁止及び公正競争に関する研修を完了しなければなりません。

違反の疑い又は実際の違反の報告

適用法又は本業務水準の違反の可能性を認識したエージェント及びベンダーは、禁止された又は疑わしい行動、活動又は関係への参加を直ちに停止し、かかる潜在的な違反を報告しなければなりません。

- エージェント及びベンダーは、身元証明を希望しない場合、匿名で報告するよう選択することができます。可能な限り報告を機密に維持し、適切な調査を行うための必要性と一貫性を保ち、適用される一切の現地法に従うべく、あらゆる努力を尽くすものとします。本業務水準の潜在的な違反を誠実に報告するエージェント又はベンダーに対する報復は、厳に禁止されています。
- エージェント及びベンダーは、以下の当社のコンプライアンスラインに対して、本業務水準の当該潜在的な違反を報告することが期待されています。

電話：[コンプライアンスラインのアクセス可能な国別電話番号](#)

電子メール：compliance@viatris.com

オンライン：viatriscomplianceline.ethicspoint.com

郵便：The Network（ヴィアトリス宛）

333 Research Court Norcross, GA 30092 U.S.